

「秘密保全のための法制の在り方について」に対する分科会意見

外交安全保障調査会 NSC・インテリジェンス分科会

平成 23 年 8 月 19 日

外交安全保障調査会

NSC・インテリジェンス分科会

外交安全保障調査会 NSC・インテリジェンス分科会においては、国家としてのインテリジェンス強化の観点から議論を進めてきたが、その中でも、我が国の秘密保全に係わる法制および制度に関し、検討を重ねてきた。そのような中、政府の情報保全に関する検討委員会は秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議に対し意見を求め、8月、同有識者会合はこれに関する報告書を提出した。

報告書においては、外国情報機関等の情報収集活動により情報が漏洩する事例にも鑑み、行政の透明性への取り組みと平行して、政府の秘密保全に関する制度を法的基盤に基づく確固たるものとするとの問題意識の下、積極的な提言が行われたと理解している。当分科会としても、国の利益および国民の安全確保という観点から、政府の秘密保護の基礎となる法制の未整備および抑止を構成しにくい罰則規定を取り上げ、議論してきたところ、本報告書について、我が国の秘密保全の在り方の基礎となる法制整備に向けた大きな一歩として高く評価するものである。その上で、分科会としての意見を以下の通り表明いたしたい。なお、立法府における秘密保全については、本分科会の提言に基づき、今後立法府において議論を深めるべきことを付言したい。

1. 秘密保全法制の範囲と運用

本法制の整備に向けては、①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持に関し、主として政府の扱う情報を対象としているが、「国の利益や国民の安全を確保する」との目的に鑑み、今後はこれらに関連する民間の知的財産の保護等についても議論を深めていくべきと考える。また、秘密保全法制整備後の現行の特別管理秘密に関連する各省の規則等の在り方についても、明確に整理しておく必要がある。

2. 秘密の管理

秘密指定の解除要件については、その公知性のみでは不十分と考える。たとえば米国の場合には、意図せずにその情報が公開された場合にも、それが即座に政府による秘密指定の解除には結びつかないところ、指定の解除は「その要件に該当しなくなった場合」ではなく、「その要件に該当しなくなり、且つ政府がこれを公に認めることが適当と判断される場合」とするべきではないか。

また、適正評価制度については現状でも実施されているが、これを実効性あるものとする必要があり、たとえば適正評価の対象となる人物の同意を条件として、①適正評

価制度の共通アンケート書式、②適正評価適合資格の有効期間、③銀行口座、資産の報告義務、④不適格とされる場合の異議申し立て手続き、等を具体的に定めるべきではないか。なお、NSC・インテリジェンス分科会の報告書は、インテリジェンス・コミュニティ内の適正評価制度に関し、内閣情報調査室をその監督者とし、各省庁の管理者が疑わしいと考える場合には、同調査室が直接適正評価を実施することができる旨提言しているところ、保全法制定に際しても、分科会提言との整合性に配慮いただきたい。

3. 罰則

「刑事特別法およびMDA秘密保護法では刑の上限が懲役10年であること等を考慮すると、本法制における刑の上限を懲役10年とすることも考えられる」とあるが、諸外国においては、軍の規律およびその威厳を保つためとし、軍の秘密漏えいの刑の上限が一般の政府におけるそれよりも重い場合も散見される。我が国自衛隊においては、予算と人員削減という厳しい環境の中で、その尊厳を保つという観点もあり、その他の公務員との罰則の在り方が同じでよいのか、議論が必要とも思われる。

4. 国民の知る権利等との関係

国民の知る権利は重要であり、秘密保全制度を検討するにあたって十分に配慮される必要があると考える。またこの権利の下、取材の自由の下で保護されるべき活動についても尊重されるべきである。しかしながら、外国の情報機関がマスコミをカバーとして活動する事例も多いところ、保護法制の対象とする情報の漏洩が取材の自由の下で行われないう、非合法的な活動と自由な取材の在り方を明確に区別する必要がある。